

令和3年6月1日から

営業届出が必要になる場合があります！

平成30年の食品衛生法改正により、「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない営業を営む営業者は、一部の届出対象外の営業者を除き、管轄の保健所に「**営業届出**」をする必要があります※。届出制度の開始は令和3年6月1日からです。

営業届出には、届出者の氏名、営業施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品、食品衛生責任者の氏名など所定の事項を記載してください。

※許可営業を営む営業者が届出営業も営む場合は、営業許可の申請の他に営業届出も行う必要があります。

大 ← 公衆衛生への影響 → 小

営業の種別

許可

届出

届出対象外

食品衛生法施行令第35条に規定される32業種

- 1 飲食店営業
- 2 調理の機能を有する自動販売機
- 3 食肉販売業
- 4 魚介類販売業
- 5 魚介類競り売り営業
- 6 集乳業
- 7 乳処理業
- 8 特別牛乳搾取処理業
- 9 食肉処理業
- 10 食品の放射線照射業
- 11 菓子製造業
- 12 アイスクリーム類製造業
- 13 乳製品製造業
- 14 清涼飲料水製造業
- 15 食肉製品製造業
- 16 水産製品製造業
- 17 氷雪製造業
- 18 液卵製造業
- 19 食用油脂製造業
- 20 みそ又はしょうゆ製造業
- 21 酒類製造業
- 22 豆腐製造業
- 23 納豆製造業
- 24 麺類製造業
- 25 そうざい製造業
- 26 複合型そうざい製造業
- 27 冷凍食品製造業
- 28 複合型冷凍食品製造業
- 29 漬物製造業
- 30 密封包装食品製造業
- 31 食品の小分け業
- 32 添加物製造業

許可営業

及び

届出対象外営業

に該当しない営業者は、
**管轄の保健所に営業届出をする
必要があります。**

**営業届出は、
食品衛生申請等システム
を用いて、オンライン上で
提出することができます！**

詳細は裏面へ

【食品衛生申請等システム】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



- ◆ 食品又は添加物の輸入業
- ◆ 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く。）
- ◆ 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業
- ◆ 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
- ◆ 器具容器包装の輸入又は販売業

食品衛生申請等システムの利用方法

Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

以下の順番で情報を入力し、食品等事業者のアカウントを登録し、IDとパスワードを入手します。

- ① 表面に記載のURL又はQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス※1
- ② G BizID※2の作成又はアカウント作成を選択
- ③ 必要情報を入力し、登録

※1 PCによるアクセスをお勧めしています。
(スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。下の例示を参照ください。)

※2 G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。当該IDの取得を優先してください。

スマートフォンでPC画面切り替え方法（例示）

○iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

○Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

○担当者基本情報
氏名、住所、連絡先等
○食品等事業者基本情報
会社名、住所、連絡先等

Step 2 各種申請（届出）の手続方法

- ① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン
※表面に記載のURL又はQRコードからアクセス

- ② 申請したい項目（届出）を選択

- ③ 営業施設情報を入力

- ④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせがあることがあります。

【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページにヘルプデスクの案内を記載していますので、そちらにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

